

# 農業委員会 組織の70年

昭和29年（1954年）の農業委員会法改正に伴い都道府県農業会議が誕生してから70年が経過した。本特集では、昨年10月の大阪府農業委員会大会で紹介した内容をベースに70年を振り返る。

## 農業委員会発足

第二次世界大戦後、農村の民主化と農業の近代化を進めるため、農政改革の第一歩として行われた自作農創設特別措置法などによる農地改革は、昭和25年にほぼ完了した。

この間、農地委員会・農業調整委員会・農業改良委員会の3委員会が農民の代表機関としてそれぞれの活動を展開していた。昭和26年、機能の総合化により、農業の近代化を担当するにふさわしい恒久的な農民の代表機関として、3委員会を統合し、農業委員会が組織された。



大阪府農業委員会設立総会(S26)

## 農地法の制定

自家農家の明確化と農民の自立という農地改革の成果を保つつゝ、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることにより農村基盤を安定させるため、昭和27年に農地法が制定された。

内容は①農地の権利移動の統制、②農地転用統制、③小作地所有制限、④賃貸借の解約の制限、⑤小作料統制、⑥物納禁止、⑦農地の買収、売渡、⑧未墾地の買収、売渡であった。

このとき、農地転用及び小作契約の解除にあつてはあらかじめ都道府県農業委員会の意見を聞かなければならないと定められた。

昭和29年の農業委員会法改正により大阪府農業委員会は解散。農業会議発足により大阪府農業会議は設立した。



農地改革に係る小作地の現地調査(昭和20年代)

## 農業会議発足

昭和29年の農業委員会法改正により大阪府農業会議は設立された。農業と農民の利益代表機関の役割を持つ認可法人として、8月20日に大阪府農業会議が成



大阪府農業会議設立総会(S29)

## 農業基本法の制定

戦後農政の成果もあって昭和20年代後半には農業生産が戦前水準にまで回復。しかし30年代に入り高度経済成長が進む過程では、農業従事者の所得、生活水準が他産業従事者に比べて低くなり、格差は拡大。他産業への労働力の移動、農産物の需要構造の変化が起きた。

こうした状況の中、他産業との労働力の移動、農産物の需要構造の変化が起きた。農業従事者の生産性の格差は正、農業従事者の所得増大などを政策目標に掲げ、昭和36年に農業基本法を制定。米・麦を中心の農業から、需要に見合った農業生産の選択的拡大と生産性の向上を推進することとなつた。



農業経営構造改善事業により整備されたみかん園(岸和田市)



農業経営構造改善事業により設置されたハウス(富田林市)

**自作から借地農業へ**  
農村での労働力不足と機械化の進展を背景に、国内の零細な農業構造を改善するため、農地取得の上限面積撤廃や農地保有合理化事業制度の創設、耕作権保護規定の緩和などを行い、農地貸借・自作から借地農業への転換が推し進められた。

この間、昭和44年には農業の健全な維持発展と農地確保を目的に農業振興地域制度が創設された。

昭和55年には農用地利用増進法が制定され、農地法によらない貸借として利用権設定が可能になり、農地利用の効率化とヤミ小作の解消に寄与した。



大阪府農協・農委総決起集会

**都市農業確立・宅地並み課税撤廃・農委総決起大会**  
高度経済成長は地価高騰と農地の宅地化をもたらし、新都市計画法施行の翌年、45年には全国に先駆けて大阪府内の各自治体で市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われた。なお、同法には衆参両院の「農地である限りは宅地並み課税はしない」との附帯決議がなされた。

しかし地方税法は46年に市街化区域内農地への宅地並み課税の実施に向けての改正がはじまり、特に大阪のような都市部に農地を持つ農家と税当局との論争は激しいものであった。

翌47年2月14日には全国農協・農委代表者大会が東京で開催。森岡安治郎八尾農協長（当時）らから提出された「宅地並み課税反対決起大会」へと拡大した。

これからの運動の成果もあり、48年以降、農地の固定資産税の軽減措置制度が設けられたことで一応の決着を見た。



粗い手が借り受けた生産緑地(八尾市・松岡農園)

**生産緑地制度の導入へ**  
昭和50年の税制改正による納稅猶予制度の創設、10年以上の生産綠地法が施行され、市街化区域内農地は「保全する農地」と「宅地化する農地」に区分された。平成29年には生産綠地指定から30年経過した生産綠地を対象に特定生産綠地制度が始まり、税制措置が継続している。



大規模なコマツナハウス(堺市・しものファーム)

**育成すべき経営体の明確化・本法制定・法人利用の規制緩和**  
昭和から平成にかけては、農産物の市場開放などが注目され、国際化に対応できる農業の確立が求められた時代であった。平成4年には「新しい食料・農業・農村政策の方向」が公表され、経営視点の農政が開始。5年には旧農用地利用増進法が農業経営基盤強化促進法に改正され、府基本方針や市町村基本構想の策定の義務化、認定農業者制度が創設され、意欲ある農家への農地集積や農業経営の法人化などが進められることとなつた。

### 都市農業振興基本法成立

平成27年の都市農業振興基本法成立、28年の都市農業振興基本計画の閣議決定を経て、都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へ位置づけが明確に変化した。

都市農地・農業が持つ多面的機能が評価され、都市農業の振兴が法に位置付けられたことは、都市部の農業者・農業団体が長年要望してきたことであり、悲願であった。



### 地域農業の将来像づくりへ

平成5年改正の農業経営基盤強化促進法で、認定農業者制度を創設し、国内農業の担い手であるとして政策を進めてきたものの、農業者の高齢化や担い手減少が大きく進んだため、認定農業者だけで地域農業を守る事が難しくなった。

このため令和5年、地域農家自らが地域農業の将来像を描く「地域計画」づくりが法制化された。

大阪府内でも現在、地域計画づくりに取り組んでおり、地域で農業を担う者については、兼業農家などの多様な担い手や、農地の保全に参加する都市住民も対象としている。



集落座談会の様子 (泉佐野市)

### 食料・農業・農村基本法改正

昭和36年に農業基本法が施行された後、平成11年には新たに食料・農業・農村基本法が制定。食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の發揮、農業の持続的な発展、その基盤としての農村の振興を理念として掲げてきた。

しかし四半世紀の間に食料安全保障リスクの高まり、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、農業を取り巻く情勢が定期的に想定レベルを超えて変化。

こうした情勢の変化を踏まえ、令和4年から基本法見直しの議論が重ねられ、改正法が令和6年5月29日に成立、6月5日に公布・施行された。

新たなキーワードである「食料安全保障の確保」が盛り込まれ、これを「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義している。今後の農業構造は、従来の担い手（認定農業者等）に加え、地域における協議（地域計画）に基づく、多様な農業者が位置づけられた。

### 農委法大改正を経て

農業委員会組織は発足時から長らく、農業委員会法第1条に掲げられた「農民の地位向上」の実現に向けて組織活動を展開してきたが、この目的が一定程度達成されたことをもって、平成27年に同法が大改正されることとなつた。

改正案は農業委員会がこれまで果たしてきた役割を軽視する内容として、国が全国各地で開いた農委改革説明会はいずれも紛糾。府内でも各農委委員長から、農委の公選制や農委組織のネットワークの維持などを強く求められる意見が相次いだ。

こうした経過があつたものの農業委員会については、委員の農業委員会組織は発足時から長らく、農業委員会法第1条に掲げられた「農民の地位向上」の実現に向けて組織活動を展開してきたが、この目的が一定程度達成されたことをもって、平成27年に同法が大改正されることとなつた。

### 公選制の廃止、農地利用最適化推進委員の新設を伴い、農地利用最適化の推進が所掌事務となつたこと等の改正があり、府内の委員数は約100人減少。

都道府県農業会議においては廃止論を経て、認可法人から知事の指定法人へと切り替わったため、大阪府農業会議においても平成28年4月1日に一般社団法人化し、都道府県農委ネットワーク機構としての役割を果たすこととなつた。また、農業及び農民に関する行政庁への建議機能は、関係行政機関等への農地等利用最適化推進策の改善についての意見提出に変更された。

大阪府農業会議が発足してから70年、農業委員会、全国農業会議所、各関係機関・団体と協力して大阪農業の発展と農業者の地位向上に取り組み、農政の転換期には都度その役割を果たしてきた。現在、農委業務は人口減少下の日本における農地利用の最適化という新たなステージに入つており、発足100年に向けて次の30年も引き続き大阪府農業会議はその役割を果たしていくなければならない。（田村）